

○古河市外部公益通報に関する要綱

平成30年6月26日

告示第199号

改正 令和4年5月30日告示第140号

(趣旨)

第1条 この告示は、公益通報者保護法（平成16年法律第122号。次条において「法」という。）に基づく労働者等からの公益通報（古河市職員等公益通報に関する要綱（平成30年告示第196号）第2条第2号に規定する公益通報を除く。）を適切かつ円滑に処理するため、当該公益通報に係る手続、措置その他の事項に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 労働者等 法第2条第1項各号に掲げる者をいう。
- (2) 外部公益通報 法第2条第1項に規定する公益通報をいう。
- (3) 通報対象事実 法第2条第3項に規定する事実をいう。
- (4) 所管課 通報対象事実に係る処分又は勧告等に関する事務を所掌する課等をいう。
- (5) 通報者 外部公益通報を行う労働者等をいう。

(窓口の設置)

第3条 労働者等からの外部公益通報を受け付け、及び外部公益通報に関連する相談に応じる窓口を総務課及び所管課に設置し、総務部長を外部公益通報の処理に係る責任者とする。

(利益相反関係の排除)

第4条 外部公益通報が行われた場合において、職員自身又はその親族（民法（明治29年法律第89号）第725条に規定する親族をいう。）が当該外部公益通報に係る事案に関係しているときは、当該職員については、当該外部公益通報に係る事務に携わることができない。

(外部公益通報の受付)

第5条 外部公益通報の受付は、総務課及び所管課において行うものとする。

- 2 前項の規定による受付は、原則として文書、電子メール、FAX又は面会によるものとする。

3 外部公益通報は、実名により行うものとし、匿名による通報は受け付けないものとする。ただし、通報対象事実を証明する確実な資料等を提示し、又は提出した通報の場合は、この限りでない。

4 総務課又は所管課の職員は、外部公益通報を受け付けるに当たっては、通報者の氏名及び連絡先並びに外部公益通報の内容となる事実を把握するとともに、通報者の秘密の保持について当該通報者に対し説明するものとする。

5 総務課又は所管課の職員は、外部公益通報を受け付けたときは、外部公益通報受付票（様式第1号。以下この項において「受付票」という。）に受け付けた外部公益通報の内容を可能な限り具体的に記載するものとする。この場合において、所管課において当該外部公益通報を受け付けたときは、所管課長は、作成した受付票を遅滞なく総務課長に送付するものとする。
（教示）

第6条 総務課長又は所管課長は、通報対象事実について市が処分又は勧告等を行う権限を有していないことが判明したときは、通報者に対し、処分又は勧告等をする権限を有する機関を教示するものとする。

2 前項の規定による教示は、外部公益通報教示通知書（様式第2号）又は口頭により行うものとする。

（通報の受理等）

第7条 総務課長は、外部公益通報を受け付けたとき（第5条第5項の規定による受付票の送付を受けたときを含む。）は、総務部長に報告するものとする。

2 総務部長は、前項の規定により報告を受けたときは、遅滞なく当該外部公益通報を受理するか否かの審査を行わなければならない。

3 総務部長は、当該外部公益通報の内容について、次のいずれかに該当すると認めるときは、これを受理しないものとする。

（1）虚偽又は事実誤認があるとき。

（2）その他受理することが適当でない判断するとき。

4 総務部長は、外部公益通報を受理するか否かを決定し、その結果を外部公益通報受理・不受理通知書（様式第3号）により遅滞なく通報者に通知しなければならない。ただし、第5条第3項ただし書の規定により受け付けた匿名による通報（以下「匿名通報」という。）及び通報者が通知を希

望しない場合は、この限りでない。

5 総務部長は、前項の結果を市長に報告するとともに、外部公益通報に係る通報対象事実に関し必要と認めるときは、所管課長に調査を依頼するものとする。

6 総務部長は、第4条に規定する利益相反の関係等の事由から、所管課に調査させることが適当でないとき、所管課以外の課を指定して調査させることができるものとする。この場合において、所管課以外の課が調査を行うときは、次条の規定を準用するものとする。

(調査の実施)

第8条 所管課長は、前条第5項に規定する依頼を受けたときは、外部公益通報に係る通報対象事実に関し、遅滞なく、必要かつ相当と認められる方法により調査を行うものとする。

2 所管課長は、前項の規定による調査を行うに当たっては、通報者が特定されないように十分に配慮しなければならない。

3 所管課長は、調査の進捗状況に関し、外部公益通報調査状況通知書(様式第4号)により通報者に適宜通知するよう努めるものとする。ただし、匿名通報及び通報者が通知を希望しない場合は、この限りでない。

4 所管課長は、調査の結果及び執るべき措置について総務部長及び総務課長に報告するものとする。

5 総務部長は、前項の規定により受けた報告の内容を、市長に報告するものとする。

(調査結果に基づく措置)

第9条 市長は、前条第5項の規定による報告を受け、通報対象事実を確認したときは、法令に基づく処分その他適当な措置を講ずるものとする。

(調査結果等の通知)

第10条 総務課長は、第8条第1項の規定による調査の結果及び前条の規定により講じた措置の内容に関し、外部公益通報調査結果・措置通知書(様式第5号)により、遅滞なく通報者に通知するものとする。ただし、匿名通報及び通報者が通知を希望しない場合は、この限りでない。

(通報者への通知の配慮)

第11条 所管課長が第8条第3項の規定による通知を行うとき、又は総務課長が前条の規定による通知を行うときは、適切な法執行の確保並びに利

害関係人の営業上の秘密、信用、名誉及びプライバシーに配慮して行うものとする。

(記録の管理)

第12条 総務課長及び所管課長は、外部公益通報の処理に係る記録及び関連する資料に関し、通報者の秘密の保持に十分配慮し、適切な方法で管理しなければならない。

(連携)

第13条 この告示に基づく事務を行うに当たり、外部公益通報の内容が複数の課等に関連する事案であるときは、当該課等は、連携して調査を行い、措置を講ずるなど、相互に協力して問題解決を図るものとする。

(外部公益通報以外の通報の処理)

第14条 総務課長及び所管課長は、この告示に定める外部公益通報以外の通報があったときは、必要に応じ当該通報の所管課に情報提供を行うものとする。

2 総務課長及び所管課長は、外部公益通報以外の通報の内容が、法令遵守の観点から外部公益通報に準じた取扱いをすべきものであると判断するときは、総務部長に報告するものとする。

3 総務部長は、前項の報告を受け必要と認めるときは、第3条から前条までの規定に準じて適切に処理するものとする。

(公表)

第15条 市長は、外部公益通報を受理し、又は処理したときは、受理件数、主な内容等について、当該受理し、又は処理した日の属する年度の翌年度に公表しなければならない。

(補則)

第16条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成30年7月1日から施行する。

附 則 (令和4年告示第140号)

この告示は、令和4年6月1日から施行する。

様式第 1 号（第 5 条関係）

外部公益通報受付票

通報日	年 月 日
通報の方法	文書・電子メール・FAX・面会
通報者住所氏名	住 所 氏 名
事業所名	
希望する連絡方法	電話（自宅・携帯）・メール（自宅・携帯）・FAX（自宅） 郵送（自宅）・その他（ ） ----- （連絡先電話番号等）
通報内容	① 通報対象事実は （生じている。・生じようとしている。・その他（ ）） い つ ど こ で 誰 が 何 を どうした ② 対象となる法令違反等 ③ 通報対象事実を知った経緯 ④ 特記事項 ※証拠書類 有り ・ 無し ※通報の受理・不受理の通知 希望する。 ・ 希望しない。 ※調査の進捗状況の通知 希望する。 ・ 希望しない。 ※調査結果・措置の通知 希望する。 ・ 希望しない。

様式第2号（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

古河市長 印

外部公益通報教示通知書

年 月 日付けの通報について確認したところ、通報を受けた事案については、古河市に処分又は勧告等を行う権限がないことが判明しました。

このため、処分又は勧告等をする権限を有する行政機関を次のとおり教示します。

権限を有する行政機関	
名称	
所在	
連絡先	
備考	

様式第3号（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

古河市長 印

外部公益通報受理・不受理通知書

年 月 日付けの通報について、次のとおり決定しましたので、古河市外部公益通報に関する要綱第7条第4項の規定により通知します。

- 1 外部公益通報として受理し、当該通報対象事実について調査を開始しました。
- 2 次の理由により、不受理としました。

理由

様式第4号（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

古河市長 印

外部公益通報調査状況通知書

年 月 日付で受理した通報に関する調査の進捗状況について、古河市外部公益通報に関する要綱第8条第3項の規定により通知します。

調査の進捗状況	
調査担当課の名称	(電話番号 内線)
備考	

様式第5号（第10条関係）

第 号
年 月 日

様

古河市長 印

外部公益通報調査結果・措置通知書

年 月 日付けで受理した通報について、その調査の結果・措置の内容に関し、古河市外部公益通報に関する要綱第10条の規定により、次のとおり通知します。

調査結果	通報対象事実 有り ・ 無し ・ その他 () (特記事項)
措置の内容	
所管課の名称	(電話番号 内線)
備考	